

## 令和7年度名簿再編に伴う認知症対応医療機関募集要項

### 1 主 旨

認知症の人やその家族が身近な地域で気軽に認知症の診察が受けられるよう、かかりつけ医や認知症疾患医療センターとの連携による診断・治療を推進するため、認知症に対応可能な医療機関を募集・登録し、県民や医療介護等の関係機関へ周知を行う体制を整える。

### 2 認知症対応医療機関とは

認知症対応医療機関は、平成25年度に兵庫県からの委託により、兵庫県医師会と兵庫県精神科病院協会が主体となり運用を開始した。令和7年度認知症対応医療機関運営管理委員会にて制度の見直しを行い、新たな登録基準に該当する医療機関を兵庫県のホームページ等で一般公開する。

なお、登録の有無により認知症の対応を制限するものではない。

また、登録するか否かは、医療機関の判断によるものとする。

### 3 登録基準 ※下記（1）～（4）を全て満たす場合に登録が可能

- (1) 兵庫県内に開設している医療機関であること
- (2) 認知症治療歴5年以上の医師が所属していること
- (3) 対応機能
  - (ア) 初期対応（問診・神経心理検査・血液検査・画像診断等）による認知症の有無の判断
  - (イ) 投薬治療が可能
  - (ウ) 複雑な症例の専門医療機関への紹介が可能
- (4) 検査体制
  - (ア) 神経心理検査（HDS-R、MMSE等）が実施可能
  - (イ) 画像診断（自施設もしくは他医療機関と連携によるCT・MRI・SPECT等）が実施可能

### 4 登録方法・回答期限

- (1) 登録方法：下記URLにアクセスの上、専用フォームにて回答  
<https://forms.office.com/r/WrcZn7UQg5>

令和7年度（新）認知症対応医療機関名簿への登録に関する調査について



- (2) 回答期限：令和8年3月6日（金）まで

※申請いただけない場合、令和8年3月公開予定の再編名簿には登載されません。

※今後、新規登録や変更は随時受付（月1回更新対応）いたしますので、登録基準を満たし次第ご登録いただくことも可能です。

### 5 県民への周知について

兵庫県のホームページ等にて、随時最新の登録情報を掲載